

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 35 号
件 名	最低賃金法の抜本改正と安定雇用の創出，中小企業支援策の拡充，強化を求める意見書の提出について
要 旨	<p>不況の波を受け，企業経営も労働者の暮らしも深刻な事態に直面しています。鳩山政権は，最低賃金抜本改正，中小企業支援の強化，緊急雇用対策，第2のセーフティネット構築などを政策課題として打ち出しています。しかし，マニフェストは実践されなければ，具体的な効果は発揮されません。世界的金融危機で，輸出先国の経済も打撃を受けており，景気回復には内需の動向が決定的な役割を果たします。安定雇用の創出と最低賃金の改善，中小企業支援などの対策が非常に重要です。過去数年の好況期，日本ではワーキングプアが急増しました。総務省「労働力調査」によれば，2008年の「役員を除く雇用労働者」5,159万人のうち，年収200万円未満の人は1,725万人（34.3%）に達しています。彼（女）らは，さまざまな職場で懸命に働き，利益を生み出しながら，低賃金ゆえに貯蓄もできず，生活困窮状態に陥っています。この状況は，昨今の労働問題が，不安定雇用に加えて，低賃金問題が深刻であることを示しています。賃金の底支えをするはずの最低賃金は，最も高い地方でも時給791円，低い地方では時給629円にすぎず，底支えどころか，賃金抑制の役割を果たしています。労働者3人に1人が低賃金・不安定雇用では，内需が冷え込むのも当然です。</p> <p>最低賃金の引き上げは，景気刺激策として有効です。低所得層ほど消費性向は高く，身の回りの衣食関連財など中小企業の製品を地域で購入する傾向が強いからです。不況によって企業の「支払能力」は低下していますが，中小零細企業への支援策を十分に講じることによって，最低賃金の大幅引き上げは実現可能です。むしろ，公正取引確立の面から見て，最低賃金を生活保障し得る水準に引き上げ，企業間取引の力関係の中で貧困が生み出されないようにし，適正利潤を含んだ単価設定が通用する社会にすることが求められています。</p> <p style="text-align: right;">（裏面につづく）</p>
付 託 年月日 委員会	平成22年 2月18日 文教経済常任委員会
受 理	平成22年 2月15日 第 6 0 5 号

憲法第25条には「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と定められ、労働基準法第1条では「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。」としています。

以上の趣旨から貴議会において下記の事項を内容とした意見書を国に提出するよう陳情いたします。

記

- 1 政府は、ワーキングプアの根絶と地域格差是正のため、全国一律最低賃金1,000円を実現するための最低賃金法の抜本改正を行うこと。
- 1 政府は、上記の法改正とあわせて中小企業支援策の拡充と下請取引適正化のための制度改善を実施し、まともな単価で公正取引が行われる経済環境を実現すること。
- 1 政府は、企業に対し、労働者の雇用維持と安定雇用の創出を求めること。